

災害発生時の連携

「陸上自衛隊第4師団と西日本高速道路株式会社九州支社との
災害発生時の連携に関する確認書」

～ 災害対策の適正・円滑な遂行に向けて ～



みち、ひと…未来へ。



平成26年 4月17日

陸上自衛隊第4師団
西日本高速道路株式会社九州支社

1. 確認書の概要

○確認書の名称

「陸上自衛隊第4師団と西日本高速道路株式会社九州支社との災害発生時の連携に関する確認書」

○確認書の締結者

(1)陸上自衛隊第4師団長	川又 弘道
(2)西日本高速道路株式会社九州支社長	本間 清輔

○目的

平成24年8月22日に締結した、「陸上自衛隊西部方面隊と西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定」及び「原協定の解釈覚書」に関し、陸上自衛隊第4師団の部隊行動範囲と西日本高速道路株式会社九州支社が管理する高速道路における具体的な運用について必要な事項を定め、災害対策の適正かつ円滑な遂行を図る。

注)以下、「陸上自衛隊西部方面隊と西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定」を「原協定」、「原協定の解釈覚書」を「解釈覚書」という。

1. 確認書の概要

○確認書の内容

(1)災害発生時の連絡態勢の確立《原協定第3条第2項関連》

連絡態勢のイメージ

陸上自衛隊



第4師団

第16普通科連隊	第4施設大隊
第40普通科連隊	第4通信大隊
第41普通科連隊	第4偵察隊
第4特科連隊	第2高射特科団
第4後方支援連隊	第5施設団
第4戦車大隊	西部方面特科隊

西日本高速道路株式会社

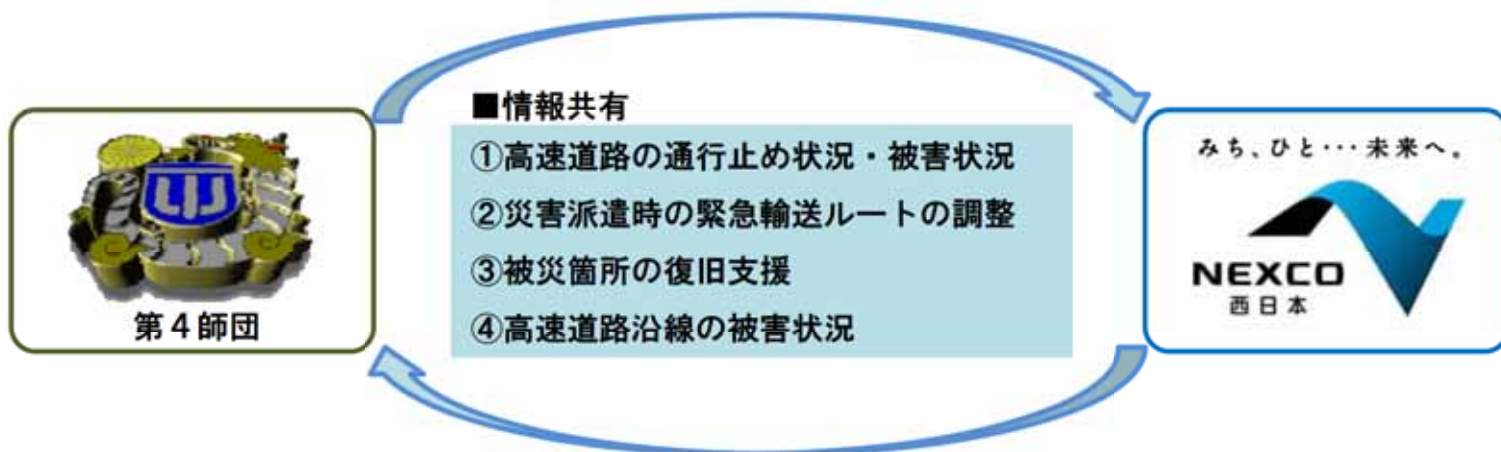


北九州高速道路事務所
久留米高速道路事務所
長崎高速道路事務所
佐賀高速道路事務所
大分高速道路事務所

1. 確認書の概要

(2) 被害情報の提供方法〈原協定第4条(1)関連〉

- ・連絡員(リエゾン)の相互派遣
- ・情報共有可能な通信システム等を構築



(3) 第4師団の緊急通行車両の通行〈原協定第4条(2)関連〉

- ・第4師団が高速道路通行止め区間を緊急通行する場合の手続きを確認



1. 確認書の概要

(4) 高速道路の緊急開口部の活用《原協定第4条(2)関連》

- ・緊急を要する場合は、緊急開口部の開放作業を第4師団が実施できることを確認



緊急開口部(約30箇所)

(5) 第4師団の救援活動に必要となる高速道路の緊急復旧《原協定第4条(3)関連》

- ・第4師団が自らの通行のため、高速道路及び施設を緊急復旧する場合の
手続きを確認



陸上自衛隊保有の施設器材

1. 確認書の概要

(6) 高速道路の復旧協力の要請《解釈覚書2(2)関連》

・NEXCOが、第4師団に高速道路及び施設の復旧協力を要請する場合の手続きを確認

(7) 訓練の実施《原協定第5条関連》



緊急通行訓練



関係機関との図上訓練

(8) 定期的な会議の実施《原協定第6条関連》

2. 西部方面隊とNEXCOとの協定



■陸上自衛隊西部方面隊と西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定 (締結日:H24.8.22)

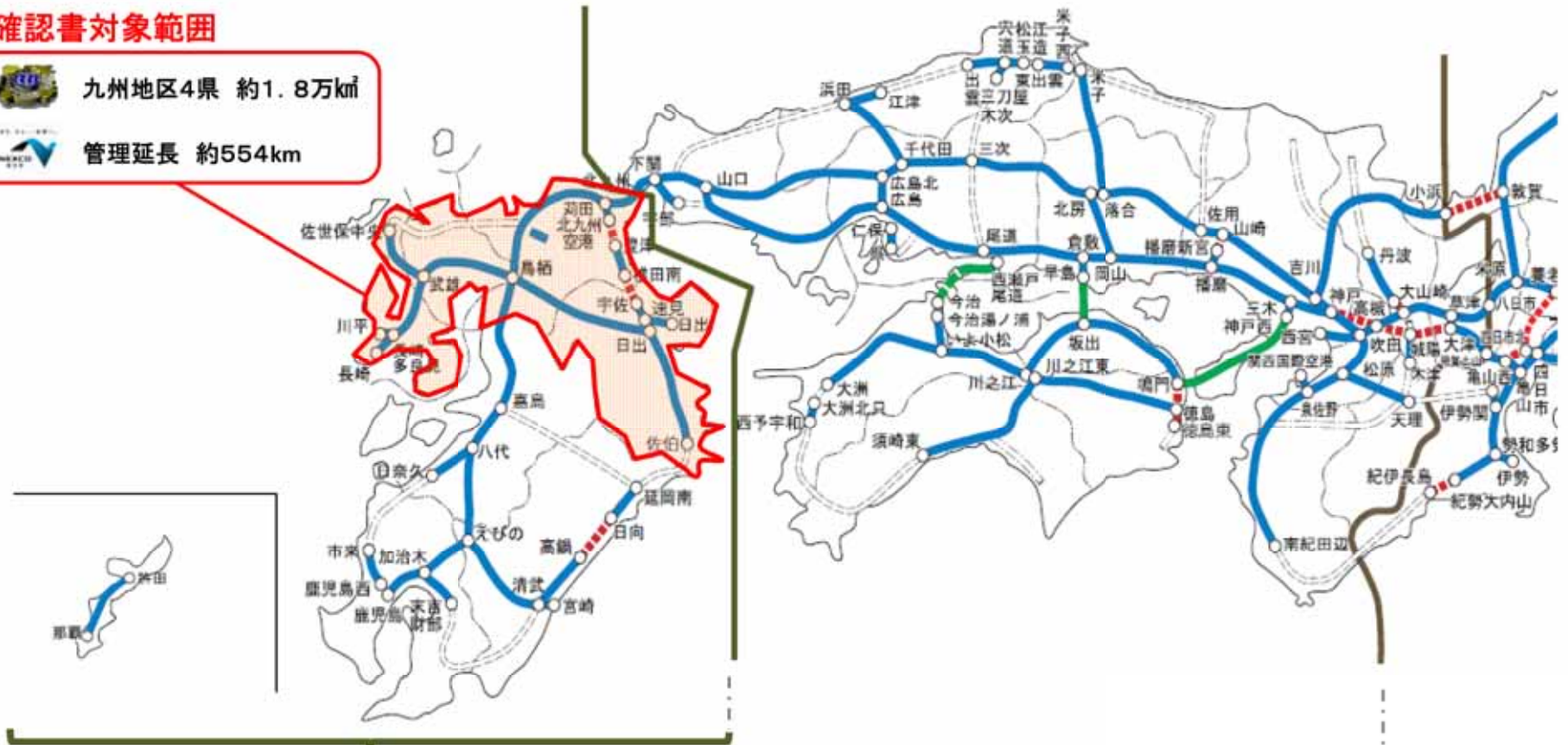
<p>陸上自衛隊西部方面隊と西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定</p> <p>陸上自衛隊西部方面隊 西日本高速道路株式会社</p>	<p>陸上自衛隊西部方面隊と西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定</p> <p>(目的) 第1条 この協定(以下、「本協定」という。)は、陸上自衛隊西部方面隊(以下、「甲」という。)と西日本高速道路株式会社(以下、「乙」という。)が、災害発生時の相互協力における円滑な連携を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 本協定において使用する用語の定義は、以下に定めるとおりとする。 (1) 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。 (2) 「災害対応要請」とは、甲に自衛隊の支援を要請する旨に基づき災害対応を要請した要請書その他の文書で定めるものをいう。 (3) 「甲の統制区域」とは、九州・沖縄地区をいう。 (4) 「災害現場」とは、甲及び乙の協定する、甲の統制区域域内における被災地の被害状況及び災害発生に関する情報(災害情報を含む。)をいう。 (5) 「緊急要請」とは、災害により甚大な被害発生等について、その被害発生が甲の事業に甚大な被害を及ぼす虞があることを指すことを指すものとする。 (6) 「連携要請」とは、本協定に定められた内容が災害発生時に円滑に行い得ることを確保することを目的とする連携の要請をいう。 (7) 「連携会議」とは、本協定に定められた内容が災害発生時に円滑に行い得ることを確保するために、定期的に開催する連携の要請をいう。</p> <p>(災害発生時の連携要請の届出) 第3条 甲及び乙は、甲の統制区域域内において災害が発生した場合、十分な連携を要請する連携要請を届出させ、相互に協力し被害軽減の取組に努めることとする。 2 前項に定める届出する連携要請の内容及び内容は、甲乙協定の範囲内で行われることとする。</p> <p>(災害発生時の相互協力) 第4条 甲の発生に際するものは、甲の災害対応を支援するに際し、相互に協力し必要と認められる場合、当該要請に定める事項に基づき、災害発生時における連携を要請する。自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。</p> <p>(連携要請の提供) (1) 連携要請の提供 (2) 甲の災害発生時に必要となる、乙の提供、協定、要請、物資、資材の協力を要請すること。及び乙が高速道路通行止め及び及び緊急事態の発生した甲の緊急通行要請を要請すること。</p>	<p>(3) 甲の災害発生時に必要となる、乙の提供、協定を要請すること。 (4) その他協定の目的達成のために必要と認められる事項</p> <p>(連携の要請) 第5条 連携要請は、甲乙協定の、甲1回以上実施することを要請とする。 2 連携内容等については、甲乙協定の、決定するものとする。</p> <p>(連携的な会議の開催) 第6条 定期的に連携会議を甲乙協定の、甲1回以上実施することを要請とする。</p> <p>(災害発生時の連携) 第7条 甲及び乙は、本協定に基づいて災害発生時においては、当該の連携を要請し、甲乙協定の、甲乙協定の、連携の要請を要請するものとする。ただし、事前に甲及び乙が当該連携の要請について合意した場合は除く。</p> <p>(協定の有効期間) 第8条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了3ヶ月前までに甲及び乙のいずれかから更新又は延長の申し出がないときは、本協定は期間満了の日から自動的に1年間継続するものとし、以降も同様のものである。</p> <p>(その他) 第9条 本協定の運用に係る事項については別途取り、下記に定めるとおりとする。 甲 陸上自衛隊西部方面隊 災害部 災害課 運用部 乙 西日本高速道路株式会社 国土サービス事業部 危機管理課 危機管理課 危機管理課</p> <p>(その他) 第10条 本協定は二通作成し、甲乙それぞれ1部をもち、各一通を保管するものとする。 2 本協定の運用に係る事項として必要と認め、甲及び乙の合意により追加変更を伴う場合は、追加変更を伴う。3 本協定の合意事項について協議が生じた場合は、甲乙協定の内容の見直しが必要になった場合、又は協定に定めのない事項が発生した場合は、その都度甲乙協定の、必要事項について定めるものとする。</p>	<p>平成24年8月22日</p> <p>甲 陸上自衛隊 西部方面隊 災害部 災害課 運用部 宮下 孝宏</p> <p>乙 西日本高速道路株式会社 国土サービス事業部 危機管理課 石塚 由成</p>
---	--	---	---




3. 確認書の範囲

確認書対象範囲


九州地区4県 約1.8万km²

管理延長 約554km




九州7県及び沖縄県


管理延長 3,427km 《うち九州支社1,071km》



原協定対象範囲

3. 確認書の範囲

